

昭和二十五年七月二十五日受領
答 弁 第 二 〇 号

(質問の 二〇)

内閣衆質第一八号

昭和二十五年七月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出立川市に地裁、地検等の支部設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出立川市に地裁、地検等の支部設置に関する質問に対する答弁書

御質問にかかる立川市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所及び東京地方検察庁の各支部を設置する件については、政府としては、財政その他の事情が許すかぎり、御趣旨にそうようにしたいと考えているが、裁判所支部に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているから、御質問の趣旨を早速最高裁判所に伝達し、十分その考慮を煩わすとともに、政府としても、最高裁判所と十分連絡をとり、善処したいと考える。

右答弁する。